

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（目時重雄君） 出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成31年第1回小坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（目時重雄君） 今期定例会において、2月27日開催の議会運営委員会までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情書の写しのとおりであり、陳情第1号 全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の主旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出する事を求める陳情書、陳情第3号 消費税の増税中止を求める陳情は総務福祉常任委員会に、陳情第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める陳情、陳情第4号 幼児教育・保育の無償化、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を国に求める陳情書、陳情第5号 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書は、産業教育常任委員会にそれぞれ付託いたしましたのでご報告いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（目時重雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、小坂町議会会議規則第111条の規定により、6番、宮信君、7番、小笠原正見君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定について

○議長（目時重雄君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期につきましては、運営委員会委員長のご報告を求めます。  
委員長。

○議会運営委員長（鹿兒島 巖君） おはようございます。

議会運営委員会から提案をいたします。

本定例会についての議会運営委員会を2月26日に開催をいたしました。

本定例会に係る案件は、議案として条例の廃止及び一部改正が14件、新年度予算関係11件、町道の認定1件、補正予算7件の計33件と報告3件であります。

したがいまして、議会運営委員会といたしましては、第1日3月6日水曜日は初日、本会議、第2日目3月7日木曜日は一般質問、第3日目3月8日金曜日は予算委員会を開催をし、第4日目と第5日目は土日のため休会、そして第6日目を3月11日月曜日と第7日目3月12日火曜日は予算特別委員会、第8日目3月13日水曜日は常任委員会、第9日目3月14日は事務整理等で休会とし、第10日目3月15日金曜日は最終日本会議として、会期を10日間とすることを提案をいたします。

以上であります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、ただいまの運営委員会委員長の報告のとおり、本日から3月15日までの10日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本定例会の会期は10日間と決定いたしました。

---

### ◎町政報告及び教育行政に関する報告について

○議長（目時重雄君） 日程第3、町政報告及び教育行政に関する報告について、町長及び教育委員会教育長から発言を求められております。この際、発言を許可いたします。

まず、町長からお受けいたします。

町長。

○町長（細越 満君） おはようございます。

本日は、第1回小坂町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変お忙しい中、ご参会を賜りまことにありがとうございます。

本日提出いたします議案は、平成31年度当初予算及び平成30年度補正予算の予算関係18件、条例の一部改正及び廃止14件、そして町道の認定1件の計33件であります。いずれの議案につきましても慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、議案の審議に先立ちまして、12月定例会後の町政諸般についてご報告いたします。

今回は1件だけでございます。小坂町の平成29年度決算に係る財務書類についてご報告申し上げます。

平成29年度決算に係る財務書類の内容は、本日お配りしております平成29年度決算小坂町財務書類でご確認いただきたいと思います。

我が国の公会計は、全ての収入と支出を計上した予算を編成し、その執行状況を決算としてまとめ、報告する仕組みになっています。現金主義に基づいて現金の動きを捉えたものであり、予算の執行や現金の収支の把握には適していますが、借金の増加や資産の減少等、将来にどれだけの負担があるかなどの情報が不足していました。

そこで、企業会計的な手法で財務書類を作成し、従来の方法ではわかりにくかった自治体全体の財務状況を明らかにすることを目的に公会計改革が進められてきました。

しかし、本格的な複式簿記が導入されていないことにより、事業別や施設別の分析ができていないこと、公共施設等のマネジメントに資する固定資産台帳の整備が十分でないことから、平成26年5月23日付の総務大臣通知により、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されました。

これにより、当町では平成29年度から固定資産台帳の整備に着手し、平成28年度決算から統一的な基準による財務書類を作成いたしました。作成した財務書類は従来と同様で、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4種類でありまして、対象となる会計の範囲はお手元の資料2ページに掲載していますが、今回は一般会計等、地方公営事業会計、公営企業会計の町の会計の範囲である全体会計を対象に作成しています。

財務書類を分析するための比率として、総務省から公表された分析手法で算出した指標を資料の4ページに掲載しております。

主なものとして、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを示す資産老

朽化比率は50.37%で、100%に近いほど老朽化が進んでいることとなります。道路や公共施設等に係る将来世代の負担の比率は54.45%となっています。住民1人当たりの負債額は200万円となっていて、平成28年度よりふえています。これは負債合計額は減少したものの、人口も減ったことが要因となっております。住民1人当たりの行政コストは91万6,000円と平成28年度より減っておりますが、純経常行政コストも人口も減ったことによるもので、経常的な行政活動の効率性が高まったことを示しております。

資料5ページ以降には、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書を分析した資料及び詳細資料を掲載しております。このうち5ページの貸借対照表の負債の総額は平成28年度と比較して減少傾向にあり、将来世代の負担が減ってきています。

平成28年度決算から統一的な基準による財政書類を作成したことから、今回から昨年度指標との比較が可能となりました。資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、地方債を経常的に確保できる資産で返済した場合、何年で返済できるかの返済能力をはかることや、資産明細表を利用して行政目的別等の資産老朽化比率を算定するなど、財務書類を活用し分析することによって、町の財政状況の特徴や課題を多面的に把握することができ、今まで以上に他団体と比較して町の位置づけを明らかにすることが可能となります。

なお、町民へは広報とホームページにて公表することにしております。

以上報告を申し上げます、町政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長、お願いします。

○教育長（澤口康夫君） おはようございます。

教育行政についてご報告申し上げます。

初めに、小坂小学校、中学校の児童・生徒の活躍についてです。

1月10日から13日まで田沢湖スキー場と花輪スキー場で行われた秋田県中学校スキー大会では、クロスカンントリー男子フリーとクラシカルで小坂中学校3年の花岡翔太さんが、ジャンプと複合で1年の成田絆さんが優勝し、それぞれ2冠を達成したほか多数の入賞者を出し、総合点で競う学校対抗でも小坂中学校男子が14年ぶり14回目の優勝を果たしました。

1月21日には、岩手県八幡平市で東北中学校スキー大会が開催され、複合で1年生ながら成田絆さんが準優勝、続く2月4日から新潟県で開催された全国中学校スキー大会でも、成田絆さんが純ジャンプで6位、複合で8位に入賞したほか、花岡翔太さんが出場した男子リレー秋田県チームが7位に入賞するなど、クロスカンントリー、複合、ジャンプに4人の選手が出場し、どの選手もすばらしい活躍を見せてくれました。

1月26日に花輪スキー場で開催された鹿角小学校スキー大会では、4年2kmクラシカル男子で金丸拓寛さん、同じく女子で安保胡春さん、6年男子5kmクラシカルでは佐藤拓海さん、6年男子大回転で熊谷光輝さんがそれぞれ優勝するなど健闘いたしました。

また、1月5日から秋田市で開催されました秋田県ミニバスケットボール交歓大会に、鹿角地区女子代表として出場した小坂レッドウェーブは、念願の1回戦突破を果たし2回戦に進みましたが、4点差という僅差で敗退いたしました。しかし、昨年に続いての出場は貴重な経験となり、大きな自信を得たものと思っております。

このような好成績をおさめたことは、選手や選手を支えている保護者、地域の方々や教職員の皆さんのおかげであり、感謝を申し上げたいと思います。少子化に伴い、部員不足でスポーツ少年団や中学校の部活動に支障を来している現状ですが、スポーツに触れる機会が減らないように、合同での部活動の取り組みを進めるなど環境を整えながら、あわせて協議を続ける選手に対してもこれまで同様に支援していきたいと考えております。

次に、第7回KOSAKAアカシアスプリント大会についてです。

平成24年度から開催しているKOSAKAアカシアスプリント大会は、12月23日に陸上競技場特設コースで開催いたしました。積雪が少なく、コースづくりに苦勞いたしました。今回も町内の多くの企業からの協賛をいただいたほか、町のスキークラブ、DOWAスキークラブを初め多くの方々から運営を担っていただきました。

今後も、町なかで身近に選手を応援できる新しいスタイルの大会として広く町民に認知していただき、楽しんでいただけるよう工夫しながら、スキー競技の底辺拡大につながるよう継続してまいりたいと考えております。

以上ご報告申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これで、町政報告及び教育行政に関する報告は終了いたします。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第1号 小坂町文化基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第1号 小坂町文化基金条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町文化基金は、多田澤蔵氏の2,000万円の篤志によるご寄附を財源として、小坂町における文化の向上に資する経費に充てることを目的に、昭和55年に本条例を制定したものであります。その後、平成20年には、和田久子氏から3万円の篤志による寄附を追加しております。

条例制定以来、基金の運用による収益及び基金の取り崩しによって、特に町に関係する美術工芸品や学術資料の購入をしてまいりました。その作品数は2,000点以上で、総額は修復業務費用を含み4,000万円を超えるものとなっております。

本議案は、今後の基金積み立ても見込めないことや、平成30年度の美術工芸品の購入をもって残高がわずかとなることから、一定の役割を終えたと判断し同条例の廃止をするものであります。

この基金を廃止する旨は、ご寄附をいただいた関係者及び本人からも了承をいただいているところであります。

なお、同条例の廃止とともに、同基金残高を一般会計に繰り入れることとしております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第1号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第2号 小坂町特別会計条例の一部を改正する条例制

定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第2号 小坂町特別会計条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

小坂町文化基金特別会計は、昭和55年3月に町民からの寄附による篤志を財源として設置されたものであり、平成20年9月にも町民からの寄附により基金額を追加しております。基金の運用は、小坂町における文化の向上を目的として、美術工芸品や学術資料の購入経費として活用させていただいてきておりました。

本議案は、先ほど提案いたしました小坂町文化基金条例を廃止する条例制定とあわせ、本会計を廃止することとし、小坂町特別会計条例において、第1条第5号の小坂町文化基金特別会計を削除する一部改正を行うものであります。

今後、美術品等の購入が必要となった場合には、一般会計において必要予算を計上して対応してまいりたいと存じます。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第2号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

### ◎議案第3号～議案第12号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第3号 平成31年度小坂町一般会計予算、日程第7、議案第4号 平成31年度小坂町国民健康保険特別会計予算、日程第8、議案第5号 平成

31年度小坂町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9、議案第6号 平成31年度小坂町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第7号 平成31年度小坂町歯科診療所特別会計予算、日程第11、議案第8号 平成31年度小坂町中小企業従業員退職金等共済事業特別会計予算、日程第12、議案第9号 平成31年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計予算、日程第13、議案第10号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計予算、日程第14、議案第11号 平成31年度小坂町小坂財産区特別会計予算、日程第15、議案第12号 平成31年度小坂町水道事業会計予算を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましては、それぞれの議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読は省略することに決定いたしました。

町長から小坂町行財政の大要及び提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第3号から議案第12号までの提案理由の説明とあわせて、平成31年度小坂町行財政の大要を申し上げます。

国では、平成31年度予算の方針として、「経済財政運営と改革の基本方針2018」に基づき、幼児教育の無償化を初めとする「人づくり革命」の推進や、技術革新を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発などを重点課題としております。

また、生涯現役社会の実現に向け、高齢者雇用促進のための改革を実現し、全世代型社会保障制度への取り組みを進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうため、2019年10月に消費税率の引き上げを予定しています。国では、この引き上げに伴う影響を緩和するため、臨時・特別的な措置を講じ、アベノミクス効果を全国に一層浸透させ、引き続き一億総活躍社会の実現を目指すとしております。

当町において、平成31年度は第5次総合計画の後期基本計画4年目に当たり、重点プロジェクトである定住促進、地元産業間の連携による地域活性化、安全・安心な暮らし、地域づくりには引き続き取り組んでまいります。

若者世代の定住促進を図るため、渡ノ羽、岩ノ下地区への住宅整備に続き、平成30年度か

らは山手地区の住宅整備を進めているほか、小坂七滝ワイナリーを中心としたグリーンツーリズム事業の推進、旧七滝小学校を活用したサテライトオフィスの開設など、交流人口の拡大と地域資源を活用した取り組みにより、小坂町にとって「“ひと”と“まち”が輝く 躍動する小坂」に向けた飛躍の一年となります。

また、3D連携や定住自立圏による広域観光連携によるインバウンド対策やPRの強化、十和田湖和井内地区整備により「行ってみたい町」への取り組みを、そして、小中一貫教育の充実や、教材費・奨学資金返還助成、医療費助成を初めとした子育て支援などによる「住んでみたい町」を目指した施策に引き続き取り組んでまいります。

予算編成に当たっては、将来世代への責任を果たす財政運営を行うため、財政の健全性を堅持しつつ住民生活を守り、町民サービスの向上のため限られた財源を有効に活用いたしました。

その結果、一般会計予算案の総額は40億8,300万円となり、前年度当初予算対比では2億1,400万円、5.5%の増となりました。特別会計は8会計で、予算案の総額は18億8,718万2,000円、前年度当初予算対比では3,777万4,000円、2.0%の増となりました。

そのほか水道事業会計の予算を編成し、提案した次第であります。

それでは、平成31年度一般会計予算案及び特別会計予算案について、議案の順に概要を申し上げます。

まず、一般会計の歳入について説明いたします。

町税は、昨年度までの積算方法を改め、より実績に近い額となるよう推計し、個人町民税及び固定資産税で2,416万7,000円の増収を見込み、町税全体では前年度当初予算対比で2,624万4,000円、4.3%の増として計上いたしました。

地方譲与税の地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税については、国の地方財政対策等に基づき、その額を推計しております。

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、平成30年度交付見込み額及び国の地方財政対策等で示された方針をもとに算定いたしました。

なお、地方消費税交付金については、消費税率が改正となることから、前年度当初予算対比で1,000万円、10%増として計上いたしました。

普通交付税は、国の地方財政対策において地方公共団体へ配分される額が前年度対比で1.1%増となっております。当町の場合、その算定に用いる基準財政需要額において、人口

減少による算定経費の減や、過疎対策事業債の償還額がふえることなどを勘案して、当初予算には前年度当初予算と同額の15億円を計上いたしました。なお、特別交付税も前年度と同額の2億円を計上しております。

このほか、分担金及び負担金は、前年度当初予算対比で56万2,000円、3.2%の増となっております。

使用料及び手数料は、七滝活性化拠点センター使用料及び住宅使用料の増などにより、前年度当初予算対比166万3,000円、3.2%の増となりました。

国庫支出金では、グリーンツーリズム推進事業の施設整備の終了による地方創生推進交付金、十和田湖地区児童の遠距離通学に充当していた、へき地児童生徒援助費事業補助金が終了したことによる減があったものの、プレミアム付商品券事業費補助金や保育委託分の増などにより、前年度当初予算対比2,207万7,000円、8.4%の増となりました。

県支出金では、保育委託分、首都圏からの移住促進のための移住支援事業費補助金、秋田県議会議員選挙並びに参議院議員選挙費分などの増によって1,823万5,000円、10.1%の増となりました。

繰入金は、財源調整として財政調整基金及び減債基金を取り崩しているほか、未来創生基金の一部を少子化対策事業や農産物地域振興事業、森林環境整備事業に充当し、全体で前年度当初予算対比で6,245万5,000円、18.1%の増となっております。

町債は、町道整備や川上公民館整備事業等により、発行額は3億8,360万円となりました。交付税の振りかえである臨時財政対策債が国の地方財政対策において、市町村分が18.3%の減と示されたことにより、前年度当初予算対比で2,000万円減の9,000万円を計上しております。

また、教育・福祉施設等整備事業債として一本杉地区流雪溝設置事業、交流センターアリーナ防災対策事業で2,020万円、過疎対策事業債として道路橋りょう整備事業、川上公民館整備事業、医師確保対策事業、危険老朽空き家除却事業など2億3,860万円、秋田県市町村振興資金の自立元気枠として公衆トイレ改修事業、山手住宅改修事業、交流センターLED化事業で3,480万円を計上いたしました。

次に、歳出予算の性質別経費の状況であります。人件費、物件費、維持補修費、扶助費などの消費的経費が25億1,411万9,000円、全体の61.5%を占めており、前年度当初予算と比較すると1億3,913万2,000円、5.9%の増となっております。これは、補助費において、プレミアム付商品券発行事業や鹿角広域行政組合消防費負担金の増、人件費においては、参

議院選挙等の執行に伴う時間外手当などが増の原因となっております。

投資的経費は4億8,853万円で全体の12%を占め、前年度当初予算と比較し9,009万5,000円、22.6%の増となっております。

その他経費は10億8,035万1,000円、全体の26.5%で、前年度当初予算と比べて1,522万7,000円、1.4%の減となっております。

それでは、一般会計の歳出予算内容の主なものについて、款を追って説明させていただきます。

1 款議会費であります。

報酬等の予算計上は12議員で編成しております。地方議会議員年金制度廃止に伴う公費負担として1,169万円、また、議会活動において町民との信頼関係を深めることを目的とした年4回の議会広報「議会だよりこさか」の発行費用として52万円を計上し、総額を6,910万2,000円としております。

2 款総務費であります。

「ともに集い“行動”するまち」を実現するためには、まちづくりの主役である町民の参画が何よりも重要であり、町民と行政がよりよいパートナーシップを築き、それぞれの責任や役割を認識し、連携して活動を進める必要があります。迅速に、わかりやすくかつ効果的な情報の発信に努め、地域活動の中心である自治会活動に対する助成や地域づくり補助金等により、地域みずからの地域づくりを引き続き支援してまいります。

また、地域課題や社会ニーズが多様化する中、一自治体で全ての行政サービスを担うことが難しくなっており、近隣自治体と相互に役割分担して生活に必要な機能を確保し、定住の促進及び地域の活性化を促進する連携も必要となります。

第5次総合計画の後期基本計画の最終年度が2020年度となることから、平成31年度においては、取り組みとその達成度についての評価や、第6次総合計画の策定に向け511万3,000円を計上しております。

みんなの地域づくり補助金、自治会活動に対する助成、広報の発行などに522万2,000円を計上しております。

人口減少や高齢化の進行に対応して、地域の活力維持と地域の魅力再発見につなげるため、地域おこし協力隊員2名を採用し、移住・定住の促進のほか、農業の6次化に向けた取り組みへの支援や新たな商品開発、行政サービス等のきめ細やかな情報発信などの地域協力活動を行う経費として921万3,000円を措置いたしました。

小坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略の移住定住促進プロジェクトの一つとして、改修済みの空き家2棟の貸し出しや、定住目的での空き家の購入費、改修費への補助などに307万7,000円を計上しております。

平成30年度まで8款において措置していた空き家適正管理事業については、総務課企画財政班内に移住・定住総合窓口を設置し、住宅や土地購入を検討されている方へ橋渡しをワンストップ化するために2款へ移管し650万円を計上いたしております。

また、国や県の施策と連動し、首都圏からの移住促進を目的として、地方へ移住し就業した場合1世帯当たり100万円を交付することとし、2名分を計上いたしております。

通学や高齢化の進行に伴う交通弱者の買い物、通院など町民のニーズに合った公共交通の維持、確保に努めます。十和田湖地区と町中心部を結ぶデマンドタクシーの運行、運賃補助、野口線の町営バス運行費等に796万2,000円を計上しております。

選挙費として、秋田県議会議員選挙費、参議院議員選挙費、町議会議員選挙費等として2,033万6,000円を計上いたしております。

このほか、町史編さん事業として1,392万9,000円、小坂町未来創生基金へ寄附する町外の方に対して特産品贈呈経費や、ネット決済システム利用料として415万円などの予算を計上しております。

3款民生費であります。

総合計画の基本目標に「ともに支え合う“元気”なまち」を掲げております。町民一人一人がみずからの健康状態を知り、生涯を通じて心身ともに充実した暮らしを営むことができる健康づくり、そして、高齢者や障害のある人が必要な支援を受けながら、住みなれた地域で自立した生活や社会参加ができること、子育て世代が安心して子育てができること、安心して医療が受けられることなど、保健・医療・福祉の充実に努めて、ともに支え合う元気なまちづくりを進めます。

高齢者福祉・介護保険の分野では、「高齢者も元気に暮らせるまち」を目指し、高齢者施策を推進します。65歳以上の高齢化率は43%を超え、高齢者対策はまちづくりの重要な課題と位置づけております。高齢者が地域の一員として、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、それぞれの状況に応じたサービスの提供に努めます。

高齢者世帯の生活支援サービスとして、外出支援サービス・軽度生活支援のほか、新たに介護予防運動と外出支援をあわせて行う車両活用事業など8事業に係る経費534万3,000円を計上いたしております。

また、町全体で開催していた敬老会を平成30年度で終了し、自治会で実施する敬老会や75歳以上の高齢者を含めた活動に対する補助金として129万5,000円を計上しております。

障害者福祉の分野では、障害者施策の目標を「障がいのある人も地域で共に暮らせるまち」と設定して取り組んでいきます。障害のある人も地域で自立した生活を営むことができ、あらゆる分野での社会参加が促進されるよう、地域で暮らせるサービスや地域づくりを推進いたします。障害者の生活介護や施設入所・就労移行支援等に係る障害者自立支援等は、総額1億1,583万6,000円となりました。

子育て・児童福祉の分野で目指すのは「子どもの成長をみんなで支えるまち」であります。安心して子供を産み、育てることができるよう、全ての子供の良質な育成環境を保障し、子供・子育て家庭を社会全体で支援していくための「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援の充実を図ってまいります。

特に、医療扶助について、子育て家庭の経済的負担を軽減し、当町の少子化対策の充実を図るため、県の医療費助成に上乘せして平成28年8月から、高校生までの医療費を完全無料化とした「子ども安心医療扶助」のほか、妊産婦医療扶助など医療費助成全体で5,648万8,000円を計上しております。

第3子以降を出産し養育する保護者に対する「すこやか育児手当」は、小学校入学までに月5,000円、小学校・中学校入学時にも一時金として5万円を支給することとして211万円、児童手当は総額5,514万円で中学生以下の子供たち延べ4,896人に交付いたします。

そのほか、私立保育所等運営費委託及び保育対策促進事業として1億2,924万4,000円、病児・病後児保育委託として15万円を計上しております。

また、「ふだんから安全に心がけるまち」として、地域や警察、学校等関係機関が連携して防犯や交通安全に努めます。

交通安全対策として192万4,000円を計上いたしました。防犯対策及び街灯整備では815万3,000円を計上しております。

4款衛生費であります。

健康・保健の分野では、「生涯を通じて健康に暮らせるまち」を目指します。誰もが健康で安心して暮らすため、健診や健康相談体制・情報提供の充実を図るとともに、受診率を向上させて疾病予防に取り組めます。

小坂町の医療体制では、高度医療や特定診療科目については近隣の総合病院に頼らざるを得ない状況にあります。町民が安心して適切な治療を受けられるよう、近隣市と連携して地

域医療の確保のため病院・診療所に対する運営支援を行います。

また、誰もが安心して子供を産み育てられる環境づくりを進め、母子や妊産婦への保健サポートの充実を図ります。小児肺炎球菌ワクチンや風疹等の予防接種により、次代を担う子供たちの健康を守るとともに、子供の幸せを第一に考えた支援を行います。

健康推進対策費として2,975万6,000円を計上いたしました。

鹿角地域の医療体制の確保のため、かづの厚生病院への支援等として1,399万9,000円を措置いたしたほか、子育て中の方を初め誰もが24時間気軽に電話相談することができる「テレフォン病院24事業」として37万4,000円、「あんしん医療連携事業」として98万1,000円を計上しております。

環境保全の分野では、基本目標に「“自然”とともに生きるまち」を掲げております。小坂町は十和田八幡平国立公園の十和田湖など豊かな自然環境を保有しておりまして、これらは後世に引き継ぐべき貴重な財産であります。「“自然”とともに生きるまち」として今後も自然環境の保全に努め、環境に優しいまちを实践するため、生ごみの堆肥化、廃食用油の回収・BDF化など、町全体で小坂町独自の資源循環型社会の構築に取り組みます。

資源循環推進のための生ごみ堆肥化は、生ごみ処理器の普及拡大やごみ分別の意識高揚を図るための経費として37万6,000円を措置いたしました。

鹿角広域行政組合の衛生費負担金として、ごみ・し尿処理及び斎場等に係る負担金1億1,658万8,000円を計上しております。

環境衛生対策では、チャイムクリーン公衆トイレ改修359万2,000円、合併処理浄化槽の設置として10基分の補助金894万6,000円、休廃止鉱山坑排水処理経費等を含めた公害対策費として860万3,000円を計上いたしました。

つつじ平浴場については、平成31年4月にオープンとなる七滝活性化拠点センター内に設置される浴場を利用していただくこととし、解体経費150万6,000円を計上しております。

水道費では、水道事業会計に対して旧簡易水道が水道事業会計での経営に移行したことに伴い、それらに係る起債元金償還相当額の一部として1,004万3,000円を出資金として措置したほか、利子償還相当額の一部329万6,000円と高料金対策分として9,994万円を負担金として計上いたしました。

5款労働費であります。

労働対策に係る経費として、出稼ぎ者対策や鹿角シルバー人材センター運営費補助などを引き続き実施するため395万6,000円を計上いたしました。

6 款農林水産業費であります。

農林水産業の分野では、地域の状況に応じた担い手の法人化を支援するとともに、担い手に農地中間管理事業を活用した地域の農地集積を推進いたします。

また、農産物の加工・流通・販売までを意識した農業の6次化に向けた取り組みや、地域資源に付加価値を生み出す取り組みを推進いたします。水田機能を利用した自給率向上、戦略作物の作付による農家の所得向上と資源循環の構築を目指し、菜の花や飼料米の作付を引き続き推進してまいります。

有機農業の推進として、特別栽培農産物認証制度の認証費用の助成として栽培に係る補助を実施することとし、60万円を計上いたしました。

大規模野菜団地実証試験として、加工用ジャガイモ栽培実証試験補助金220万円、水田利活用向上支援として、転作奨励品種である菜種、ソバの刈り取り助成387万円、菜の花作付から主食米・加工用米・備蓄米を作付した生産者への助成10万円を計上し、戦略作物である菜種・ソバ等の種子購入に対する助成として250万1,000円を計上しております。

また、需要に応じた米の生産を推進するために、飼料用米の作付奨励補助として500万円を計上しております。そのほか、ブドウ栽培で新規就農を目指す個人に対する奨励金300万円を計上いたしました。

農業基盤整備として、農業用施設の補修・改修80万円、災害による施設復旧補助金13万3,000円、農地維持・資源向上活動支援事業は、9地区の活動分として2,050万6,000円を計上いたしました。

バイオマスタウンの推進では、菜種の買い取りや搾油機械の修繕、BDF製造に係る経費359万2,000円、林業振興として林地台帳整備業務など620万7,000円を計上いたしました。

また、グリーンツーリズム推進事業として、ワイン製造技術者養成、商品企画等の費用、体験農園管理・ブドウ栽培の費用として1,215万5,000円を計上いたしました。

水産業振興としては、十和田湖ひめますの食の提供のブラッシュアップ、PRイベントや周知事業の開催等を行うため、十和田湖ひめますブランド推進協議会に対しての負担金25万円を措置いたしました。

7 款商工費であります。

「個性をみがき“躍動”するまち」として、鉱業技術を活用した環境リサイクル産業、日本の近代化を支えた産業近代化遺産群など、小坂町が保有する技術や資源といった個性を磨き、小坂町の特色を生かした魅力ある産業振興を目指します。

観光の分野では、十和田湖や小坂鉱山事務所、康楽館、小坂鉄道レールパークなど町の個性である観光資源を磨き上げるほか、魅力や知名度を高めて国内外の旅行者の誘客を促進いたします。

商業の分野では、商工会や商業団体等と連携し、にぎわい、活気を生む商業の取り組みを支援いたします。

工業の分野では、新たな企業の立地や既存立地企業の設備投資の誘発を図るため、産業振興促進条例に基づく雇用や施設整備への支援を行うとともに、小坂町の特性を生かした新規創業や新分野への事業展開を計画する法人、個人、団体に対する創業チャレンジ支援を行い、地域経済の活性化に積極的に取り組みます。

消費者の分野では、これまでに消費者被害の未然防止、拡大防止のために啓発活動や相談窓口の周知、広報活動等を行ってきましたが、近年、悪質商法の手口が巧妙化しており、また、消費生活相談も多様化してきております。将来にわたり持続的に、これまで整備してきた消費者行政を引き続き維持、強化してまいります。

マル坂資金の関係では、預託金・借入金を保証料補給を合わせて5,117万9,000円、中小企業振興事業として1,055万円、創業チャレンジ支援事業に130万円を計上いたしました。

商業の振興では、かつの商工会補助138万7,000円のほか、個人商店の店舗の内装や陳列棚等の改修費に対してのリフォーム補助90万円、新たに小坂町商業協同組合への運営費補助金として30万円を措置しております。

また、七滝活性化拠点センターの管理費741万2,000円を計上いたしております。貸事務所として活用することで、県外からの企業進出や新規事業の創出・企業を支援するとともに地域コミュニティの振興の場として、入居企業だけではなく、地域交流スペースを活用しての地元の方々との交流が盛んに行われ、より多くの利用が図られることを期待しております。なお、入居企業の誘致支援業務委託として227万8,000円を計上いたしております。

観光振興につきましては、3Dを基軸とした交流拡大事業として、外国人観光客誘客を図るため、旅行商品造成やメディア招請及び大館圏域定住自立圏による観光推進事業、平成28年度に設立した地域連携DMO形成事業のための経費として1,325万5,000円、十和田湖観光振興対策として、冬物語補助金など891万円を計上しております。

国際交流の分野では、JICA研修員や国際交流員、外国語指導助手との交流、これまで培ってきたネットワークを活用し、国際性豊かな人材づくりに取り組むため、国際交流員の招致費など569万9,000円を計上しております。

消費税率の引き上げによる影響の緩和と、地域消費の喚起、下支えのため低所得者及び子育て世帯向けの商品券発行事業4,602万5,000円を計上しております。対象者については、臨時福祉給付金実績数値を参考としており、1,641人分を措置しております。

8款土木費であります。

道路・交通の分野では、生活に身近な道路について、「人びとが快適に行き交うまち」を目指して地域の交通の利便性と定住環境の向上につなげるため、道路整備を計画的に進めてまいります。

雪対策の分野では、冬期間の円滑な交通確保のため、きめ細かな除排雪体制を確保いたします。要望が強い流雪溝は、年次計画で設置を進めてまいります。

住宅・公園の分野では、引き続き町民の持ち家の改築、リフォームを支援するとともに、憩いの場として公園の環境を整備してまいります。

道路橋りょう維持補修等は1,019万1,000円、生活用道路改修補助100万円、道路橋りょう改良事業は、補助事業として一本杉地区流雪溝設置ほか3路線、2橋梁、和井内地区道の駅整備事業で1億6,466万5,000円を計上しております。

河川整備としては、松木沢川の護岸改修、河川しゅんせつで977万2,000円を計上しております。

都市計画事業として、基礎調査業務委託319万円を計上しております。都市計画策定から約60年が経過しており、現状に合わせた見直しが必要であることから、2020年度以降の事業着手のため基礎調査を行うものであります。

町営住宅改修整備として、山手住宅改修など2,015万6,000円を計上いたしております。

住宅リフォーム支援事業は500万円を計上いたしております。この事業の経済波及効果も大きく見込まれ、既存住宅の居住環境の質的向上と、地域の経済活性化に大きく寄与しているものと考えております。

また、町内の木造住宅の耐震化率を向上させるため、耐震診断及び耐震改修補助として48万円、雪に対する負担軽減を図るため、設備や資材、住宅リフォームに対する補助として150万円、ブロック塀の撤去支援として80万円を措置いたしました。

9款消防費であります。

消防救急体制については、鹿角広域行政組合により、消防資機材の整備など消防力の強化を図るほか、救急救助需要の増加、多様化に対応し、救命率の向上を図るため、救急救命士の育成など救急救助体制の充実と強化に努めます。

町内においては、消防団員の装備品の充実、ホース乾燥塔の更新、消火栓の設置、防火水槽・消火栓標識板の設置など消防施設整備を進め、消防力の強化を図ってまいります。

また、地域の自主防災組織の方々が行う防災訓練活動や防災資機材購入に要する経費の一部を補助し、地域全体で災害に強い「いざというときも安心できるまち」づくりに取り組んでまいります。

鹿角広域行政組合の消防費負担金として1億5,129万2,000円、消防施設整備に152万8,000円を計上いたしました。

また、防災対策として、小坂町自主防災組織活動費等補助金28万円、防災情報伝達手段の一つとして導入した緊急告知ラジオの運営経費として327万円を措置しております。

10款教育費であります。教育費予算は前年度当初予算と比較して38.1%増の5億6,073万4,000円などとなっております。その内容につきましては、教育委員会から教育行政の方針と予算（案）の大要の説明がありますので、ここでは割愛させていただきます。

12款公債費は、前年度当初予算と比べて912万1,000円、1.7%増の5億6,181万8,000円を計上いたしております。

平成31年度は、税収の大きな伸びが期待できない中、投資的事業の拡大に伴い基金が減少するほか、人件費、維持修繕費、公債費等の経費が増加するなど、財政運営が厳しさを増しますが、健全性の確保に十分留意し、一層堅実な行政運営に努めてまいります。

以上、一般会計の概要とさせていただきます。

次に、特別会計・企業会計についてご説明申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計であります。

加入世帯を809世帯、被保険者1,180人と想定し、国保税を1世帯当たり10万2,987円、医療費は前年度の実績とここ数年の実績に基づいて0.4%の減と見込み、総額6億2,108万6,000円の予算を編成しております。

後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金として7,403万2,000円を計上し、予算総額7,510万9,000円といたしております。

介護保険特別会計であります。

小坂町の高齢化率は平成31年2月1日現在43.3%と超高齢社会へ突入しております。この超高齢社会に対応し、「高齢者も元気に暮らせるまち」を目標に、地域包括支援センターを中心として平成27年度から長期的展望に立ち、予防重視型施策を図ってまいりました。また、見守り体制整備、生活支援や介護・医療サービス連携強化も図るといった地域包括ケア

システムの強化に向けて、地域支援事業の見直しを図ってまいりました。

一人一人が自分らしさを持ち、意欲的に暮らせるための社会環境づくりや高齢者の元気を地域に生かす仕組みづくりに向け、介護予防と生活支援のための体制の拡充、認知症高齢者の総合支援など、町の実情に合わせた介護サービスの提供と中長期的な視点に立った高齢者支援の体制を引き続き確立してまいります。

当初予算計上額は、介護認定者の保険給付等を行う保険事業勘定が歳入歳出ともそれぞれ7億9,578万7,000円で、前年度当初予算対比で2,997万4,000円、3.9%の増となっております。

介護サービス事業勘定は、居宅介護サービス計画費の収入を計上し、歳入歳出予算の調整で生じた財源の不足額397万4,000円を一般会計繰入金で措置しております。全体では、歳入歳出それぞれ491万6,000円、前年度当初予算対比で8万5,000円、1.7%の減となっております。

歯科診療所特別会計は、歳入歳出それぞれ6,280万9,000円で、歳入の主なものは診療収入3,807万5,000円、一般会計繰入金2,279万6,000円であります。一般会計繰入金は前年度より348万9,000円増となっております。

歳出は総務費5,529万5,000円、医療費678万1,000円及び公債費73万3,000円を計上しております。

中小企業従業員退職金等共済事業特別会計は、歳入歳出それぞれ1,026万5,000円の予算を編成しております。歳入は共済掛金収入122万4,000円、基金運用の利子収入等20万6,000円、基金繰入金882万2,000円などで、歳出では退職一時金882万2,000円、共済基金積立金143万1,000円及び管理費1万2,000円となっております。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、歳入歳出それぞれ300万3,000円を計上しております。歳入は預金利子3,000円、基金繰入金54万8,000円、貸付金収入245万2,000円で、歳出では大学生新規4名、継続1名への貸付金300万円、基金積立金3,000円という内訳となっております。

下水道事業特別会計であります。地域環境と生活衛生を保全し、快適で衛生的な暮らしを提供するため計画的な下水道整備に努めます。

予算総額は3億1,243万1,000円で、歳出の主なものは、米代川流域関連公共下水道建設事業として、万谷・荒川地区の実施設計、万谷地区の管渠整備などで1億3,017万2,000円、県営米代川流域下水道鹿角処理区建設事業に対する負担金323万7,000円であります。

ほかに、米代川流域下水道維持管理費と汚泥焼却管理費負担金として3,376万4,000円、トイレの水洗化改造費用の利子補給金2万円などを計上いたしております。

歳入は、受益者分担金と負担金で262万4,000円、下水道使用料と手数料で4,553万円、国庫補助金5,000万円、一般会計繰入金1億1,837万6,000円、町債9,540万円などとなっております。

小坂財産区特別会計は、小坂財産区を管理する経費として、予算総額177万6,000円を計上いたしております。

水道事業会計は、安全で安定した水道水の供給を行うための予算計上をしております。本年度は、給水戸数2,138戸に対して1日平均1,276m<sup>3</sup>の給水を行うこととし、収益的収入2億5,636万7,000円、収益的支出2億5,528万8,000円を予定しております。高料金対策として9,994万円、簡易水道事業特別会計からの移行分の利子の一部負担を含め、一般会計からの負担金の総額は1億323万6,000円となりました。

また、資本的支出は1億7,831万9,000円で、藤原地区配水管布設事業4,050万9,000円、企業債元金償還金1億3,139万2,000円が主なものとなっております。

資本的収入は4,990万9,000円で、企業債2,900万円と一般会計からの出資金1,004万3,000円、国庫補助金969万3,000円となっております。

以上、平成31年度行財政の大要として、まちづくりに対する基本的な考え方と予算の主要事業についてご説明いたしました。

本予算は、町財政の健全化の確保に十分留意しつつ、住民生活を守り、町民サービスの向上のため限られた財源を有効に活用し、町民目線に立ち、小坂町の今後の進むべき方向を見据え編成したものであります。総合計画に掲げた町の10年後の姿の実現に向けて、着実かつ効果的に各施策を推進できるよう全力で取り組んでまいります。

平成31年度予算案並びに関係議案とともに慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 次に、教育委員会教育長から小坂町教育行政の方針と予算の大要についての説明を求めます。

○教育長（澤口康夫君） 平成31年度教育行政の方針と予算の大要について。

教育目標、「心豊かでたくましく、ふるさとの発展に尽くす町民を育てる」。

教育行政の方針。

学校教育においては、子供たちが自立して生きていくための基礎学力の定着、豊かな人間

関係づくり、小坂高校と連携した「ものづくり体験活動」など小坂町の特色を生かした教育活動を展開しながら、「生きる力」と「ふるさとを愛する心」を持った児童・生徒を育成します。

社会教育においては、一人一人が豊かな人生を送ることができるよう、学びの環境を整え、その学びの成果を生かすことができるよう取り組みます。

また、小坂町総合計画及び小坂町新総合教育エリア構想を上位目標として、町が目指す若者の定住促進や、町民が豊かさを実感できる暮らしを実現するために、教育助成を初めとした子育て支援、小中一貫教育の充実、生涯学習の推進を図ってまいります。

平成31年度における小坂町の新入学児童・生徒数は、小坂小学校20名、小坂中学校28名の予定です。在学児童・生徒数は、前年度、平成30年4月1日現在と比較して小学校が14名減の166名、中学校は19名減の88名の見込みです。学級数は、小学校が8学級、中学校が5学級で、小中とも昨年と同数の見込みとなっております。

小中一貫校として7年目となります。9年間を見通して進めている系統的、継続的な学習指導や生徒指導を検証しながら、中学校卒業時に育ってほしい姿を学校、保護者と共有し、一層の充実を図ってまいります。また、保育所と小学校の連携がスムーズに行われるよう努めてまいります。

学校給食費の半額助成、教材費の公費負担等にも継続して取り組み、子供たちが安心して学べる環境を整えてまいります。

今年度、地域に根差したキャリア教育が評価され、「時事通信社教育奨励賞」「キャリア教育優良学校文部科学大臣表彰」を受賞いたしました。教育目標の副題として掲げています「つながり・かかわり・豊かに学ぶ児童生徒の育成」を目指し、地域と学校がパートナーとしてさらに充実した関係性を築くために、学校教育と社会教育の連携をより深めてまいります。

社会教育においては、地域の力、特に若い力を引き出しながら、みずから行動する人材を育成するとともに、それぞれの世代が地域の中で果たすべき役割を持てるような仕組みづくりに取り組みます。

また、地域の方々の活動拠点として川上公民館を改築、整備します。

芸術文化振興においては、康楽館演劇祭を引き続き開催するとともに、小坂七夕祭等への支援を充実させ、地域文化の担い手の育成を図ってまいります。

スポーツ振興においては、チャレンジデーや新たにスポーツ教室を開催するなど、スポー

ツに親しむ機会を創出し、町民の健康づくりに努めます。

また、交流センター・セパームアリーナの防災機能強化工事を実施し、安心して利用いただけるよう整備します。

なお、耐震強化が必要な屋内温水プールについては、32年度以降の改修に向け検討してまいります。

それでは、教育予算について主なものを説明いたします。

平成31年度教育費歳出予算案全体では、一般会計で総額5億6,073万4,000円を計上しております。前年度当初と比較して38.1%の増となりました。

菅原ヤエ奨学資金特別会計は、前年度当初と同額の総額300万3,000円となっております。文化基金特別会計は30年度末で廃止となります。

一般会計における学校教育関係の主な事業では、児童・生徒及び保護者に対して臨床心理士による専門的なカウンセリングを実施するスクールカウンセラー設置に189万6,000円、学校生活において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する学校生活サポート事業として、特別支援教育支援員4名を配置する経費566万円を措置しています。

また、学校運営の充実を図るとともに、教員が児童・生徒と向き合う時間を確保するため、小学校に町単独で非常勤講師を1名配置する経費として354万円を、英語教育の充実と国際交流の進展を図ることを目的とした外国語指導助手（ALT）配置経費として418万5,000円を計上しています。

通学バス運行事業では、七滝地区児童用スクールバス運行経費511万4,000円と、十和田湖地区児童・生徒4名が通学するためのタクシー運行業務委託691万5,000円とを合わせ、通学バス等運行費用として1,202万9,000円を計上しております。

小坂高校の発展を側面から支援する小坂高校発展支援協議会には、事業費補助として100万円、育英事業としては資格検定受検費用の一部を補助する事業費100万円を計上しています。

奨学資金貸付事業は、貸費予定人員を高校生新規3人、大学生等新規5人、継続6人とし600万円を計上しております。また、若者の定住促進に取り組むため、町内に居住する奨学資金貸費者に対し、返還額の3分の1を助成する事業として11人分72万円を措置しています。

小学校5・6年生から中学生の学力向上対策として開催している小坂鉦山の子未来塾の経費として227万円、また、子育て支援事業として保護者の負担軽減と地産地消のさらなる取

り組みを進めることを目的に、小中学校児童・生徒の学校給食費半額助成分として701万3,000円を計上しております。

保護者の負担軽減を図るため、小中学校の授業で使用する教材費等を公費負担する経費として、小学校に224万7,000円、中学校に161万5,000円の合わせて386万2,000円を措置しています。

小中学校のICT関連整備事業としては、メディアルーム及び小中学校教員の教務用パソコンのリース料545万4,000円のほか、新たにタブレットを導入し情報活用能力の向上を図る経費として75万9,000円、合わせて621万3,000円を措置し、一人一人の学習状況を把握しながらきめ細やかな指導に活用してまいります。

遠距離児童・生徒の通学費補助としては、小学生では15人分66万6,000円、中学生では11人分26万円、合計92万6,000円を計上いたしました。

児童・生徒のスポーツ、文化活動に係る各種大会派遣補助としては、小学校に38万5,000円、中学校に426万6,000円、合計465万1,000円を計上しております。

教育扶助費は、小学校に対象児童25人分で272万7,000円、中学校に対象生徒21人分で288万5,000円の合計561万2,000円を措置いたしました。

小坂町新総合教育エリア構想に基づく小中一貫教育研究会事業としては、教職員の視察研修のほか、小学校3年生のひめます稚魚の放流式参加とひめます学習会、小学校4年生のブドウ栽培と加工実習、小学校5・6年生と中学校1年生の十和田湖キャンプ等を実施する経費として95万9,000円、小中学校合同での芸術鑑賞教室、小坂中学校の合唱指導講習会、小坂高校と合同での強歩大会等に52万円、合わせて147万9,000円を計上しております。

社会教育関係の主な事業では、学校への読書活動支援員の配置、子育て中の方を対象にした相談業務や親同士の情報交換、ブックスタート等の家庭教育支援事業、放課後や休日の生活や体験をサポートする子どもクラブSkipなどを総合的に取り組む学校・家庭・地域連携総合事業に1,034万4,000円を計上しています。

芸術文化振興事業では、康楽館演劇祭に関する経費として、関連する子ども芸術文化教室と合わせて114万円を計上しております。

また、文化財保護事業としては、町の伝統行事である七夕祭や盆踊り、町の無形民俗文化財に指定されている虫送り行事及び出羽神社権現舞に対する補助として、合わせて277万9,000円を計上しております。

社会教育関連事業では、社会を明るくする運動や行事ごよみ作成、各自治会連絡協議会が

行う事業へ活動補助133万円を計上しております。

社会教育施設整備事業では、川上公民館改築工事工事費として設計監理委託料、設計委託料を含め1億6,769万3,000円を措置いたしました。

図書館費では、図書購入費として121万9,000円、郷土館費では特別展実施事業に71万円を計上しております。

保健体育関係では、体育施設管理事業として、みんなの運動公園管理委託料169万2,000円、運動場を含む中央公園管理清掃業務等に901万5,000円、施設解体工事費として2号スキー場ヒュッテ解体分204万6,000円を計上しております。

また、体育施設整備事業として、交流センター・セパームアリーナ防災機能強化工事4,133万円、スポーツ事業として体育協会が実施している全町大会やスポーツ少年団を含む社会体育関係団体の活動補助に185万3,000円を計上いたしました。

また、特別会計では、菅原ヤエ奨学資金特別会計で、育英事業の充実と継続のため、奨学資金貸付予定人員を大学生新規4名、継続1名分として300万円を計上しております。

文化基金特別会計は30年度で廃止となります。

以上が主な内容であります。今後とも創意工夫をもってより効率的な運営に努めてまいります。

最後に、平成31年度の教育行政方針が施策として円滑に進めることができるよう、関係する皆様のご理解とご支援をお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、直ちに11人の委員で構成する予算特別委員会設置し、これに付託して審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては、11人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員選任につきましては、小坂町議会委員会条例5条第1項の規定により、1番、鹿兒島巖君、2番、船水隆一君、3番、本田佳子君、4番、亀田利美君、5番、栗山忠三君、6番、宮信君、7番、小笠原正見君、8番、成田直人君、9番、椿谷竹治君、10番、小笠原憲昭君、11番、熊谷聰君、以上11人を委員に指名し

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました11人の諸君を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

休憩中にお諮りいたしましたように、予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果、委員長には総務福祉常任委員長の椿谷竹治君、副委員長には産業教育常任委員長の亀田利美君とすることに決定いたしました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第16、議案第13号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

本議案につきましても議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第13号 平成31年度小坂町下水道事業特別会計への繰入れについて、提案理由をご説明申し上げます。

法非適用の公営企業会計につきましては、地方財政法第6条において、基準外の繰り入れ

を行う場合は、その限度額について議会の議決を得ることとされております。

したがって、平成31年度における下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰入額を、米代川流域鹿角処理区の県営下水道事業の建設費負担金、米代川流域関連公共下水道事業に係る経費及び町債の元利償還金等の一部として1億1,837万6,000円以内を繰り入れるものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件につきましては、質疑を省略し、本日設置されました予算特別委員会に付託して審議することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議ないものと認めます。

よって、本件につきましては、予算特別委員会に付託して審議することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第17、議案第14号 小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第14号 小坂町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回、法改正により新たに指紋データ、旅券番号等の個人識別符号を含む個人情報の定義が明確化されました。

また、不当な差別または偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する「要配慮個人情報」も定義され、その収集に制限が設けられました。

本条例改正では、保護法等の改正により、町条例に引用している同法の条項に変更が生じたことから、条文を改めるものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第14号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第18、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行により、所要の規定の整備を行うものであります。

改正内容は、超過勤務命令を行うことができる上限を定めるための必要な事項を規則で定める規定を加えるものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第15号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第19、議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第16号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されたことにより、所要の規定の整備を行うものであります。

主な改正内容は、非常勤職員または当該非常勤職員の配偶者が、その養育する子が1歳6カ月に達する日において育児休業をしている場合、仕事と育児の両立を図るため、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができることを定めるものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第16号につきましては、総務福祉常任委員会に付託い

たします。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第20、議案第17号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

[職員議案朗読]

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第17号 小坂町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、本年10月の消費税増税による財源を活用した、低所得者層に対する介護保険料の軽減措置を強化するため、条例に定める介護保険料額を改正するものであります。

消費税率が5%から8%へ引き上げられた際、生活保護受給者及び世帯全員が町民税非課税で、かつ前年の課税年金収入額が80万円以下の者等を対象に、介護保険料の軽減を開始しているところであります。本年10月に消費税率が8%から10%へ引き上げとなることに伴い、この保険料軽減の対象を町民税非課税世帯へと拡大しようとするものであります。

この保険料軽減の実施に伴う財源は、国が2分の1、秋田県と町が4分の1ずつ負担いたします。

また、今回の消費税率の引き上げは年度途中に実施されますが、介護保険料は年額で保険料を決定する仕組みとなっていることから、本年10月以降の半年分の財源の手当であることを今回の条例に反映いたします。この場合、平成32年度以降に通年で財源が確保された場合の半分の水準に形式的に軽減幅を設定いたします。

平成32年度以降につきましては、国の予算審議の動向を見た上で、保険料の軽減幅をさらに拡大する条例改正案を提出させていただく予定であります。

なお、保険料の軽減実施に係る政令の施行前であることから、本条例の施行日は規則に委任する形とし、政令が公布された後に規則で定めたいと考えております。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細についてご説明をさせていただきます。

審議の参考の10ページをお開きいただきたいと思います。

本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて、低所得の高齢者の介護保険料の負担軽減を世帯全員が非課税の方、第3段階まで拡大するものでございます。

これまで、平成26年法改正に伴い、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減強化を行う仕組みが設けられまして、2015年、平成27年4月から第1段階は負担割合0.5から0.05軽減し、現在0.45として一部軽減を実施しております。

今回の改正により、基準額に対する負担割合が、第1段階は0.45から0.075軽減し0.375となり、年額保険料が4,770円軽減され2万3,850円、第2段階は0.75から0.125軽減し0.625となり、年額保険料が7,950円軽減され3万9,750円、第3段階は0.75から0.025軽減し0.725となり、年額保険料が1,590円軽減され4万6,110円となります。

なお、改正後6月の本賦課において第1号被保険者の約4割の方が軽減されるものと見込んでおります。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第17号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

これより昼食休憩に入らせていただきます。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

○議長（目時重雄君） 午前中に引き続き会議を再開します。

---

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第21、議案第18号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第18号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、その内容に沿って条例を改正しようとするものであります。

これは、訪問介護員の定義が改められたことに伴い、町が定める指定基準のうち関係する条文を改めるものなどが主なものであります。

詳細につきましては、福祉課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 詳細につきましては、説明をさせていただきます。

議案審議の参考11ページをお開きいただきたいと思います。

本条例の一部改正は、国の基準が一部改正されましたことに伴い、その改正に沿い関係する条文を整備するものでございます。

第5条第1号及び第46条第1項中で規定している介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるものが、旧訪問介護員2級相当に当たります介護職員初任者研修課程修了者、旧訪問介護員3級相当に当たります生活援助従事者研修課程修了者と、今回の改正により訪問介護員の定義が改められました。

生活援助従事者研修課程は、生活援助の担い手の拡大として平成30年4月に新たに創設されました研修課程制度で、身体介護は認められず、生活援助のみ認められていることから、条文へ介護職員研修課程修了者に限定した規定を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第18号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第22、議案第19号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第19号 小坂町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、議案第18号 小坂町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様に、厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、その内容に沿って条例を改めようとするものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上

げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第19号につきましては、総務福祉常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第23、議案第20号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第20号 小坂町産業振興促進条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年4月1日に3カ年の時限措置として施行した小坂町産業振興促進条例が、平成31年3月31日でその効力の期限を迎えます。

本議案は、今後も雇用創出を伴う企業誘致や町内企業の設備投資に対する支援など、国・県等の関係機関と連携して、町内企業に対して総合的な支援を行い、産業の振興と地域の活性化を図っていくために、同条例の有効期限を平成34年3月31日まで3年延長するものでございます。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第20号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第24、議案第21号 小坂町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第21号 小坂町営住宅管理条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、現在改修しております山手住宅の駐車場を、当該条例第2条第3号の共同施設に規定して別表第1に加え、当該条例第54条の使用料の額を定めて別表第2に加えるものがあります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

議案審議の参考の15ページをお開きください。

新旧対照表の別表第1の最下段に山手駐車場の名称と位置を加え、その下の別表第2で最下段に名称と1区画1カ月につき1,500円の使用料を定めて加えたものでございます。

使用料につきましては、けやき団地駐車場の使用料と同額とし、除雪や区画線設置などの維持管理をしております。

なお、台数につきましては、共稼ぎ世帯に配慮いたしまして、2台持ちを考慮いたしまして、敷地の面積上可能な9台を予定しております。

山手住宅につきましては、12月定例議会で金属鋁業研修技術センターの職員住宅から町単

独住宅への用途変更、改修費の補正予算等の議決をいただき、現在4棟6戸を鋭意改修中  
ございます。

入居事務につきましては、3月10日号の広報にて募集を開始いたしまして、3月25日に  
申し込みを締め切り、書類審査の諸手続を経て4月5日の抽せんを経まして、4月初旬の入  
居開始の日程で現在事務手続を進めておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第21号につきましては、産業教育常任委員会に付託い  
たします。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第25、議案第22号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部  
を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第22号 小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条  
例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、中学生以下の児童・生徒の居場所づくりの一環として、気軽に町の  
体育施設を利用できるように使用料を無料にすることと、ロッカー室に整備したシャワーの  
使用料を無料にするとともに、廃止したドライヤーと冷暖房の使用料項目を廃止するもので  
あります。

施行期日は平成31年4月1日からとしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご

協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 町長から説明がありましたとおり、小中学生が自由に利用できる遊び場として提供したいと考え、条例の一部を改正するということです。

議案審議の参考の16ページをお開きください。

小坂町交流センター使用料徴収条例の一部を改正する条例、新旧対照表になっております。

交流センター使用料ですが、これはアリーナというふうに捉えてください。右が現在のものになります。区分の個人料金の中学生以下、アリーナ60円、その他30円、回数券の中中学生以下、アリーナ600円、その他300円を削除し、中学生以下を無料といたします。

冷暖房使用料につきましては、設備がありませんので削除ということです。

それから、シャワーの使用料、ドライヤー使用料につきましては、先ほど説明がありましたが、シャワーにつきましては利用者が限られていること、また、ドライヤーにつきましては利用実績がないということもありまして、今回の工事のときに撤去いたしましたので、そちらを削除いたします。

備考欄の1の「その他とは、ステージ、控室」とありますが、この控室がステージの両脇になっておりまして、使用料をいただいておりますようなスペースにはなっておりませんので、これも整理させていただいて削除します。

3番の下線部分、「暖房料を除き半額とする」というところも、暖房料というところも整理して削除させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第22号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第26、議案第23号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第23号 小坂町営運動場使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第22号と同様に、気軽に町の運動場を利用できるように使用料を無料にするものであります。

施行期日は平成31年4月1日からとしております。

詳細につきましては、教育常任委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 先ほどの議案第22号と同じ趣旨でございます。

議案審議の参考17ページをお開きください。

新旧対照表です。

別表1、右側の旧の使用料をごらんください。

区分、入場料を徴収しない場合のアマチュアスポーツに使用する場合、平日、小・中・高校生とありますところを、小・中を削除し高校生といたします。

その下の土・日及び祝日のところも、小・中を削除し高校生、それから入場料を徴収する場合の平日、小・中・高校生の小・中を除きます。あと、土・日及び祝日に関しましても、小・中・高校生の小・中を削除いたします。

次のページの別表2のテニスコートの使用料についても同様です。区分、平日の小・中・高校生とありますところを小・中を削除、それから土・日及び祝日のところも小・中・高校生の小・中も削除いたします。

別表3のみんなの運動公園使用料ですが、こちらも区分、小・中学生とありますところの行を削除いたします。

次の19ページをごらんください。

こちらが別表4の向陽体育館の使用料になりますが、こちらの区分、入場料を徴収しない

場合の小・中・高校生というところも小・中を削除し高校生、次の入場料を徴収する場合の小・中・高校生につきましても、小・中を削除して高校生という記述にするという内容でございます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） このことについては大変結構なことだと思うのですが、これは町外の者の使用に際してもこのように適用するという考えでよろしいのですか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 町外の利用者にも同様の扱いとすることとしております。

○議長（目時重雄君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第23号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第27、議案第24号 小坂町屋内温水プール使用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第24号 小坂町屋内温水プール使用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、議案第22号と同様に、気軽に町の屋内温水プールを利用できるように使用料を無料にするものであります。

施行期日は平成31年4月1日からとしております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 審議の参考の20ページをごらんください。

新旧対照表です。

右側の旧の表の個人使用料、小・中学生、それから幼児というところの2行を削除いたします。

2番の団体使用料につきましても、小・中学生、それから幼児という行を削除いたしまして、先ほど来と同じように小・中学生以下を無料とする内容となっております。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番。

○10番（小笠原憲昭君） これも前のものと同じように、町外の者も適用されるのかどうかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 同様です。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、全てのものに関連してくるわけですが、利用しようとして来た方が戸惑わないようなガイドが必要だろうというふうに思います。つまりは、高校生以上は有料だけれども、小学生、幼児等については無料だと。どういう表示になるかわかりませんが、そういう表示がなければ、有料なのか無料なのかというようなことで戸惑いが生ずるおそれがあるのではないかと、そういう心配をします。具体的に説明をする際にはそのような表示が必要ではないかと思いますがいかがですか。

○議長（目時重雄君） 事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） そのとおりだと思います。広報、またはフェイスブック等、いろんな場面でのPR活動は実施したいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第24号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第28、議案第25号 小坂町保育所条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、条文の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第25号 小坂町保育所条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例案は、町立七滝保育所を平成31年3月31日をもって閉所することに伴い、関係条例を改廃しようとするものであります。

七滝保育所は、昭和39年4月に開設して以来54年間にわたり、主に七滝地域の子供たちの養護と保育を実施してまいりました。

平成10年4月には、複合施設である七滝コミュニティーセンター「ほっとりあ」での保育を開始し、同センターを利用される高齢者と子供たちの交流機会を設けるなど、施設の特徴を生かした保育にも取り組んできたところでございます。

近年は、七滝地域のみならず、中央地区からも通っていただいておりますが、少子化の影響もあって利用児童が減少し、今年度は利用児童4名のうち年長児が1名だけという状況に至っております。

これまでも、保育所における各種の活動や行事等の実施方法や内容に工夫を凝らしながら、少人数での保育に取り組んでまいりましたが、今般、年齢に応じた活動を実施することができない状況になりました。

町としては、保護者の皆様が子供を通わせる保育所を選択できる環境を維持したいと思いが一方、子供たちに集団活動や他者とのかかわりを経験させられる環境を提供したいとの考えもあり、七滝保育所の運営について、現在の保育所利用児童の保護者、そして今後

の保育所利用が見込まれる七滝地域の方々と意見交換を行いました。

保護者の皆様からは、「子供の成長のためにも、同年代の他者とのかかわりを大切にしたい」旨のご意見があったこと、また、当町の出生数を考慮すると、七滝保育所において他者とのかかわりを経験させることは今後も難しいことをご理解いただいたこともあり、今年度末をもって七滝保育所を閉所することといたしました。

今後は、町内の保育を必要とする全ての児童が町内の保育所を利用できるよう、小坂マリア園の協力を得ながら集団生活による子供の成長機会を提供してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 議案の審議の参考の21ページごらんください。

町長から説明がありましたとおり、本条例案は七滝保育所の閉所に伴う関係条例の改廃及び改正を行うものです。

小坂町保育所条例は、本町が設置する七滝保育所の名称、位置、定員等について規定しておりますので、それを廃止いたします。

附則の第1項では、小坂町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について、町立保育所の利用者負担額及び時間外保育負担額の徴収に関する規定を削除します。

附則3項には、小坂町地産地消及び食育の推進に関する条例において、町立保育所に係る規則を削除します。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番。

○1番（鹿兒島 巖君） 保育園が児童数が少なくなったと、その実態は理解をしているわけですが、いわゆる条例を廃止しなければならない、しないと支障があると、そういう理由はあるのか。休園という状況という手段というのは行政的にはどういう点でまずいのか、今言ったように条例を廃止ということをしなければならない理由があればお知らせいただきたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 休所につきましては、教育委員会も町もいろいろ検討

しなかったわけではありません。今後の出生者数を考えたときに、果たして休所をして何年間休所をするのかとか、また、七滝地区の住民の方からもご意見がありましたが、5年、6年でまた再開できるのであれば休所という選択もあるかもしれませんというお言葉がありました。ただ、10年となるといかなものかということでした。全くそういうふうな考えも同感でした。10年後を考えたときに、本当に子供たちがたくさんいてということであれば、またそのときに検討すればいいのではないかと思います。

今、閉所を選択するということは、まず当面の人口の状況、出生者数を考えたときにいうことを考えたことが一つ、それから、その期間であっても有効に施設を活用したいということが一つ、そして、何よりも一つの保育所にしてマリア園を充実させたいという考えもあります。

やはり今、子供たちがいるうちに閉所というきちんとした区切りをつけたい、地域に対してもきちんとお礼をして区切りをつけたいという気持ちもあります。

以上です。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そうしますと、この保育所として施設をつくってきた補助金の適正化等の法律、これらには触れないものなのか。

それから今、鹿兒島議員から言われたように、休止という方法も私もあるのではないかと。これは12月の定例議会のときに、一般質問でも条例が具体的に提案されたときに私なりの意見は述べさせていただくというふうなことも言っておりますが、保育所というのは、原則としてゼロ歳児から就学前の児童、乳幼児を含めてお預かりをする施設だと。そうしますと、今、事務局長が説明された、ここ10年、子供が絶対生まれないというふうな言い方をされると、私は非常に違うのではないかと言いたくなるわけです。

つまりは、ことしないしは来年結婚されて、子供さんが生まれるということも発生してくると。そうしたときに、受け皿として保育所、いつでも保育のできる状況というのはやはり確保しておくべきではないかと。少なくとも、数年間そういう状況を見守るべきではないかと、私はそういう観点から拙速過ぎるのではないかとというふうな気がしておりますが、その点の議論を十分されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） その辺についても話をさせていただきまして、まず、園、現状においては全部の子供方をマリア園にお願いするという方向で今考えております。

以上であります。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） その点はお聞きました。

補助金の適正化については違法というふうなことはないのですか。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 補助金につきましては、現在公共施設等につきましては、こういう社会状況でありますので、非常に弾力的な運用が図られております。

保育所の建設に当たっての補助金について、県教委のほうに確認しましたところ、今回の場合は補助金の返還には当たらないというふうな明確な回答をいただいております。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） それから、局長が説明した中では、保育所として使用してきたスペースについては有効に施設の利活用を考えていきたいと、こういうふうなご説明がありましたが、何にお使いになるのか、それはどういう趣旨なのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（上野節子君） 当面は、七滝公民館としての利用を図っていきたくと思っています。七滝公民館は、現在公民館として利用しているスペースが会議室のみとなっております。皆さんが集まってちょっとお茶をしたりとか運動をしたりというスペースがないということを地域の方から言われておりますので、できることであればそのようなスペースとしての活用も図っていきたくと思っています。

○議長（目時重雄君） 10番。

○10番（小笠原憲昭君） そういろいろな使い方をされるということは結構だと思うのですが、やはり子供方が使いやすい、例えばトイレとかいろいろな設備については、子供に合わせてつくってきた設備だろうというふうに思います。とすれば、やはり使う場合にも子供たちを中心に考えて使っていくという、それが公民館の中での使い方でないかなと私はそういう感じがしたものだから、今、婦人層のお茶だとか、そういうものに使われると言われてどきっとしておりますが、そういうものではないのではないかなと。むしろ、学童保育、放課後児童対策なり、それから子供の遊び場などとしてあのスペースを活用していったほしいものだなと。公民館活動としても、そういう使い方が好ましいのではないかなと、私はそういう観点から意見を述べさせていただきました。

ただ、私はこのことの採決がやがて委員長報告され、賛否を問われると思うのですけれど

も、やはり一気に廃止するということについてはいかがなものかという気がいたしておりますので、その際にまた意思表示をさせていただきたいと思っております。

○議長（目時重雄君） そのほか。

1 番。

○1 番（鹿兒島 巖君） 1 点だけ確認をさせていただきますが、先ほどのお話では、いわゆる実態上は保育できない状況のところについての取り扱いとして、そういった場合に条例を廃止するというをしなければならないというのは、いわゆる何と申しますか、法的と申しますか、そういう関係にはなくて、その実態についてどう判断するかという、いわゆる行政上の判断の問題、それで休止ではなくて条例を廃止するという考え方の問題だということに理解してよろしいですか。

○議長（目時重雄君） 町長。

○町長（細越 満君） この件については、一応町の判断として廃止をするということをお願いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第25号につきましては、産業教育常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（目時重雄君） 日程第29、議案第26号 町道の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第26号 町道の認定について、提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、十和田湖和井内地区振興のために、その他町道1路線を新たに認定しようとする

るものであります。

これにより、その他町道が120.0mふえて196路線10万4,935.4mとなり、1級、2級町道を含めた全体としては223路線15万7,365.4mとなります。

詳細につきましては、建設課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りま  
すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 建設課長。

○建設課長（伏見俊一君） それでは説明いたします。

別冊となっている町道路線認定調書の1ページをお開きください。

今回新認定となりましたのは、その他路線で路線番号が306となります和井内線でありま  
す。

次のページの図面をごらんください。

右手の白い部分が十和田湖面でございまして、左手が外輪山側となります。当該路線は、  
中ほどの赤い矢印となりますが、起点は国道103号線と454号線との和井内交差点付近とな  
りまして、終点はロータリー沿いに国道103号線との接点付近となる延長120mの路線でご  
ざいます。

和井内線は、現在国道103号線に接続するロータリーとして役場、十和田出張所に訪れる  
町民や、観光情報を求めたりトイレ利用などで休息をとる多くの観光客等に広く利用されて  
公共性が高いほか、今般、町が進める和井内地区整備計画においても計画の根幹をなす主要  
道路となる路線であることから、今議会で認定したいというものでございます。

以上、簡単ではございますが、町道の認定についての説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第26号につきましては、産業教育常任委員会に付託い  
たします。

---

◎議案第27号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第30、議案第27号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第27号 平成30年度小坂町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、年度末における各事業の精算見込み及び不足額の追加によります事務・事業費の整理、国・県補助金の確定による整理、特別会計への繰出金の整理などを中心に編成いたしております。

歳入においては、事務事業に関連する国・県支出金及び町債等の特定財源を調整したほか、町たばこ税及び入湯税が予算計上額を上回ったことからそれを措置し、また、普通交付税の追加交付分及び文化基金特別会計の廃止に伴う繰入金を予算化いたしました。その結果、歳入に剰余が生じ、財政調整基金に6,739万6,000円の積み立てが可能となりました。

今回提案する補正額は、歳入歳出からそれぞれ9,326万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を43億649万6,000円にするものであります。

第2条において、年度内での完了が困難と見込まれる4事業について繰越明許費を設定いたします。

第3条においては、平成31年度に実施する事業1件について、新たに債務負担行為を設定するものであります。

第4条においては、5事業について起債限度額を調整しております。

歳入歳出補正予算内容の詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、協賛賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（山崎 明君） それでは、私のほうから一般会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明いたします。

補正予算書をごらんください。

歳出のほうから充当される特定財源の内容と合わせて説明いたしますので、14ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目議会費です。議員の会議等費用弁償と事務調査旅費について精算によりそれぞれ減額しております。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費です。職員人件費の調整として、実績見込みにより給料、住居手当、期末勤勉手当、寒冷地手当、退職手当及び職員共済組合負担金を減額、管理職員特別勤務手当は追加しております。この後の各項目におきましても、実績見込みにより職員人件費を調整していますが、同様の人件費の調整の説明は省かせていただきます。

4 目財産管理費です。12 節の建物共済保険料は、建物共済基準を見直した結果110万円の減額となりました。

5 目企画費です。8 節の報償金は、地域おこし協力隊員 2 名に対しての経費を措置していましたが、1 名のみが 7 月から10月までの 4 カ月間の任期となったことから、不用額分272万6,000円を減額しています。この後の11節、12節、14節、16節、19節についても、それぞれ地域おこし協力隊員に関する経費を減額しています。

12 節の通信運搬費のうち30万円は、通信回線料等の実績見込みから減額しました。

19 節の補助金です。出会いイベント支援事業補助金は、申請団体等がなく10万円を減額しました。みんなの地域づくり事業補助金は、今年度 2 件の申請自治会があり、実績に基づき69万円を減額しています。

財源内訳欄のその他204万3,000円の減額は、秋田県市町村振興協会からの助成金額と、十和田湖テレビ共聴組合の光ケーブル利用料確定に伴うものです。

6 目電子計算費です。19 節の秋田県町村電算システム共同事業組合負担金は、共同利用システムの事業経費等が当初予定より増額となったことから256万2,000円を追加しています。

7 目基金費です。収支予算調整の結果6,739万6,000円の剰余が発生しましたので、財政調整基金に積み立てることとしたものです。

この予算補正の結果、平成29年度末に10億2,427万3,000円であった財政調整基金残高は、平成30年度において 2 億9,800万円を取り崩し6,839万6,000円を積み立てたことから、平成30年度末残高は 7 億9,466万9,000円となります。

4 項選挙費、3 目秋田県議会議員選挙費です。当初予定されていた投開票日が前倒しとなったことに伴い、期日前投票所経費が不足となることから11万1,000円を追加しています。また、その財源として交付されている県委託金も同額追加しています。

5 項 1 目統計調査費です。この目では、今年度実施した住宅土地統計調査に係る経費を精

算し14万8,000円の減額としています。財源内訳欄の国・県支出金14万9,000円の減額は、住宅土地統計調査交付金の額の確定に伴うものです。

16ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、2目高齢者福祉費です。8節の賞賜金、11節食糧費、12節諸手数料は、合同敬老会の終了により精算したもので、それぞれ減額しています。13節の業務委託料は、養護老人ホームへの入所者が1名ふえたことにより57万2,000円、外出支援サービス利用者の増によるものとして46万円、ショートステイ利用者も当初見込みよりふえたことにより13万4,000円、それぞれ増額しています。19節の有料老人ホーム家賃助成事業補助金は、実績に基づき469万4,000円を減額しました。財源内訳欄のその他171万4,000円は、養護老人ホームの入所者の負担金の増額分です。

5目障害者福祉費です。20節の障害者補装具給付費の50万円の増は、重度障害者用意思伝達装置分に係るものです。財源内訳欄の国・県支出金37万5,000円は、障害者補装具給付に係る国分25万円と県分12万5,000円を増額したものです。

8目交通安全・防犯対策費です。1節の交通指導員報酬の28万8,000円の減は、交通指導隊員を当初予算において9人で予算化していましたが、6名の実員となっていることから不用額分を減額しました。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費です。20節の児童手当の700万円の減は、実績見込みによるものです。財源内訳欄の国・県支出金の618万3,000円の減は、児童手当の精算による国負担金493万5,000円と県負担金124万8,000円となっています。

2目児童運営費です。19節の小坂マリア園延長保育促進事業、同じく保育環境確保事業と保育サポート事業の補助金は、それぞれ精算により減額しています。

3目児童福祉施設費です。7節代替保育士等賃金は、七滝保育所において当初3人で予算を措置していましたが、入所実数に合わせ2名としたことから1人分300万円を減額しました。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目環境衛生費です。19節の合併処理浄化槽設置費補助金の657万3,000円の減は、当初予算で10件を見込んでいたところ3件の実績となったことによるものです。財源内訳欄の国・県支出金205万8,000円の減は、合併処理浄化槽設置に係る国庫補助金102万9,000円、県補助金102万9,000円です。

3目公害対策費です。今年度の廃乾電池処理が終了したことによる精算として12節諸手数料、13節業務委託料、14節諸利用料をそれぞれ減額しています。19節の米代川水系水質汚

濁対策連絡協議会負担金の2万5,000円の減は、平成30年度から負担金を徴収しないことになったことによるものです。財源内訳欄のその他27万1,000円の減は、歳出の減額に合わせて財源調整したものです。なお、この目で減額した財源は1目保健衛生総務費に増額措置しています。

4目予防費です。平成31年度から成人の緊急風疹抗体検査事業が開始されることに伴い、その準備経費として12節通信運搬費に1万6,000円、13節業務委託料には健康管理システム改修及び風疹抗体検査予防接種クーポンの作成として107万6,000円を措置しました。財源内訳欄の国・県支出金54万5,000円は、緊急風疹抗体検査事業国庫補助金として2分の1が交付されます。その他の25万2,000円の増は、高齢者肺炎球菌予防接種分として後期高齢者医療広域連合から助成されるものです。

5目母子保健指導費です。19節の不妊治療費等助成事業補助金は、実績見込みにより100万円の減としています。財源内訳欄の国・県支出金は、妊婦健康診査に係る歯科検診分の県補助金1万4,000円が新たに措置されることになったことによるものです。

6目健康増進事業費です。13節検診委託料は、各種検診受診者の実績による80万円の減となっています。財源内訳欄の国・県支出金は、がん検診受診率向上推進分として県補助金4万4,000円が新たに措置されることになったことによるものです。

3項1目診療所費です。歯科診療所特別会計の診療収入減の予算補正に伴う繰出金241万8,000円の追加です。

4項水道費、1目水道整備費です。19節の水道事業会計負担金及び24節の水道事業会計出資金は、平成30年度の繰り出し基準に基づいて精算を行った結果、それぞれ減額となったものです。

5項労働費、1項1目労働諸費です。19節の鹿角雇用開発協会負担金の4万円の減は、精算によるものです。

18ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費です。1節の農業委員会委員報酬は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動及び成果実績に応じて農地利用最適化交付金が交付されますが、追加交付があったことから208万2,000円を追加しました。9節の費用弁償では、機構集積支援事業としての農業委員の活動実績により22万円を減額しています。あわせて、職員普通旅費も減額しています。財源内訳欄の国・県支出金は、県補助金の農地利用最適化交付金の追加分208万1,000円と、農業委員会交付金の追加分28万7,000円と機構集

積支援事業補助金40万1,000円の減です。

2目農業総務費です。職員人件費を調整しているほか、事務補助員賃金及び社会保険料の不足分として13万1,000円を追加しています。

3目農業振興費です。水田利活用向上対策事業の精算として、7節作業員賃金及び13節業務委託料をそれぞれ減額しています。17節の建物購入費は、上向字谷地端地内にある旧食品加工施設を町の農業拠点施設として活用するために237万6,000円を新たに計上しています。19節の補助金95万2,000円の減は、有機農業推進事業、鳥獣被害防止対策事業、水田利活用向上事業、飼料用米作付支援事業について、それぞれの実績見込みによるものです。財源内訳の国・県支出金欄の10万2,000円の減は、水田利活用向上対策事業に係る県補助金です。

5目農業経営基盤強化促進対策費です。機構集積協力金は、協力戸数がふえたことから76万2,000円を追加しています。財源内訳の国・県支出金欄の76万2,000円の増は、機構集積協力金に係る県補助金です。

6目農地費です。19節の資源向上支払交付金は、農地維持資源向上活動支援事業の実績見込みから136万9,000円減額しています。財源内訳の国・県支出金は、農地維持資源向上活動支援事業に係る県補助金125万2,000円の減です。

2項林業費、1目林業振興費です。11節修繕料は、実績見込みから20万円を減額しました。

7款1項商工費、2目商工振興費です。19節の補助金399万6,000円の減は、中小企業振興資金保証料補給、産業振興施設整備費、創業チャレンジの雇用奨励金及び起業支援、店舗等改修事業について、それぞれ実績見込みによるものです。

3目観光費です。東北観光復興対策交付金を活用した3Dを基軸とした交流拡大事業の精算により、9節職員の普通旅費、11節消耗品費、12節通信運搬費と13節業務委託料23万円をそれぞれ減額しました。このほか、13節業務委託料では、十和田湖和井内地区整備事業の測量委託分などを減額しています。19節の十和田湖マラソン大会補助金12万円の減は精算によるものです。財源内訳の国・県支出金欄の9万7,000円の減は、東北観光復興対策事業の確定によるものです。

7目観光サポート事業費です。今年度開催した経費の精算として34万8,000円を減額しています。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費です。13節の業務委託料は、木造住宅耐震診断の申し込み者がいなかったことから48万円全額減額しています。19節の補助金は、住

宅リフォーム支援事業分として、予算額550万円に対し実績見込み額450万円となることから100万円を減額し、危険空き家解体事業分も予算額500万円に対し4件で実績額194万2,000円でしたので305万8,000円を減額、空き家解体事業分も予算額150万円に対し2件で実績額22万2,000円でしたので127万8,000円を減額、融雪設備設置費分は実績見込みから60万円を減額しています。財源内訳欄においては、国・県支出金欄で空き家対策総合支援国庫補助金として200万円、木造住宅耐震診断開始にかかる国及び県補助金として36万円をそれぞれ減額しています。地方債欄は、空き家の解体を補助する空き家適正管理補助金について、その実績から過疎債充当分270万円を減額しました。

20ページをお開きください。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう維持費です。13節業務委託料は実績見込みにより100万円を減額しています。財源内訳のその他18万4,000円は、道路占用料の増により追加したものです。

2目道路橋りょう新設改良費です。国の補助金額確定に伴う事業の縮小及び実績等により、一本杉地区流雪溝、永楽町1号線、上向1号線、上小坂2号線などの町道改良等事業費と、大地橋、手紙沢大橋の橋りょう長寿命化事業費を精算し7,906万2,000円の減となりました。財源内訳の国・県支出金欄の5,133万5,000円の減は、社会資本整備交付金の減額です。事業縮小及び実績に伴い起債発行額も3,000万円の減となっています。

3項河川費、1目河川総務費及び2目河川整備費です。この科目では、財源振替として河川砂防設備の占用等許可申請に係る県からの権限移譲交付金の増により、財源内訳の国・県支出金にそれぞれ追加しています。

4項都市計画費、2目公園管理費です。この目では、都市計画区域内の公園の管理等の経費などを予算化していましたが、精算見込みから予算を整理した結果、業務委託料74万5,000円を減額としています。

3目下水道費です。下水道事業特別会計補正予算に係る収支調整分として、繰出金223万6,000円を減額しました。

5項住宅費、1目住宅管理費です。11節では、町営住宅に係る修繕費の不用見込み額140万円を減額し、15節では、山手住宅の改修工事費等の精算で550万円を減額しています。財源内訳の地方債450万円の減額は、山手住宅改修にかかわるものです。

9款1項消防費、2目非常備消防費です。実績見込みによる消防団員報酬69万2,000円の減額のほか、小坂町消防訓練大会及び出初め式での表彰が終了したことによる賞賜金17万

7,000円の精算、濁川消防ポンプ自動車購入経費の精算として111万4,000円を減額しました。財源内訳の地方債340万円の減額は、消防ポンプ自動車購入にかかわるものです。

10款教育費、1項教育総務費、3目教育助成費です。7節の事務補助員賃金は、小坂小中学校にそれぞれ非常勤講師を1名配置する予定でありましたが、小坂中学校への1名配置となったことから458万円を減額し、嘱託員賃金は学校生活サポート事業の精算により67万円を減額しました。13節の業務委託料では、スクールバス等運行业務の実績見込みにより141万円を減額しています。19節では、学校給食費の半額助成について、その実績見込みから40万円を減額しました。21節では、奨学資金貸付について、実績に基づき144万円の減額を行っています。財源内訳の国・県支出金43万2,000円の減額は、スクールバス運行費の実績見込みによるものです。その他の30万円の増は、奨学資金の償還金の増によるものです。

2項小学校費、1目学校管理費です。11節では、燃料費の実績見込みにより20万円を減額しています。13節設計委託料では、小坂小学校空調設備整備事業の設計委託額が確定したことから、その不用額分を減額し、15節設備設置工事費では、その減額分を追加して繰越明許を予定している小坂小学校空調設備整備事業に充当するものであります。

2目教育振興費です。9節費用弁償は、小中一貫教育研究会事業の精算として20万円減額しています。19節の各種大会派遣費補助金は、実績見込みによる精算で28万6,000円の減額、20節の給食費と体育実技用具の購入援助費についても、実績からそれぞれ減額しました。

22ページをお開きください。

3項中学校費、1目学校管理費です。11節では、燃料費の実績見込みにより56万3,000円を減額しています。

2目教育振興費です。8節の報償金は、芸術鑑賞教室の精算により21万円を減額しています。19節では、実績見込みから各種大会派遣費補助金を247万6,000円減額しました。20節では、実績見込みから修学旅行費及び給食費援助費を31万1,000円、30万円それぞれ減額しました。

4項社会教育費、1目社会教育総務費です。7節事務補助員賃金は、社会教育総務に係る事務補助員分の精算で53万3,000円を減額しました。保育士等賃金は、放課後児童クラブに係る分で、精算により113万8,000円を減額するものです。8節報償費から14節使用料及び賃借料までは、学校支援本部事業、成人式、家庭教育支援事業の各事業の実績に基づいての減額となっています。23節の返還金は、平成29年度の子ども・子育て支援整備交付金及び放課後児童健全育成事業費補助金の精算による返還として68万6,000円を計上しました。

2目生涯学習推進費です。10月に開催しました「まなびピア」の終了による精算としてそれぞれ減額しています。

3目芸術文化振興費です。中小路の館の維持管理に係る経費について、実績によりそれぞれ減額しています。19節の小坂七夕祭補助金も、実績による精算で20万円の減額です。

4目社会教育施設管理費です。13節の業務委託料は、川上公民館の維持管理業務の精算見込みによる減額で、設計委託料は川上公民館整備事業基本設計委託額の確定に伴う84万7,000円の減額であります。

5目公民館事業費です。中央地区自治会連絡協議会主催事業の町民ハイキングに対する補助金の確定により11万3,000円減額しています。

7目郷土館費です。11節では、不足が見込まれる燃料費について30万円を措置しました。18節の美術品購入費は、福田豊四郎の絵画「層雲峡」と「小引き出し」を購入する経費として205万2,000円を計上しています。財源内訳のその他3万2,000円は、文化基金特別会計からの繰入金を計上しました。

5項保健体育費、1目保健体育総務費です。スポーツ推進委員、十和田湖山開き、市町村対抗駅伝に係る経費について、9節旅費から14節使用料及び賃借料まで精算によりそれぞれ減額しています。19節のスポーツ少年団補助金についても、実績見込みによる減額としています。

2目体育施設費です。13節の業務委託料は、向陽体育館等の管理業務の実績見込みにより51万3,000円、設計委託料は向陽体育館防災機能強化事業設計委託費の確定により11万4,000円それぞれ減額しています。

3目屋内温水プール費です。今シーズンの営業が終了したことにより、関連する経費を整理しています。

4目学校給食費です。11節の燃料費は、実績見込みにより30万円を減額しています。

24ページをお開きください。

12款1項公債費、1目元金です。今年度の長期債の元金償還金を精査した結果、18万9,000円の不足が見込まれたことから今回追加いたしました。

続いて歳入について、今回補正した一般財源について説明いたします。

10ページをお開きください。

1款町税、3項1目軽自動車税、4項1目町たばこ税、5項1目入湯税です。それぞれ当初予算額を上回る見込みであることから、今回の補正におきまして軽自動車税1万1,000円、

町たばこ税285万5,000円、入湯税178万1,000円をそれぞれ追加しました。

9款1項1目地方交付税です。普通交付税において、国からの追加交付があったことから223万6,000円を措置しました。

続いて、6ページをお開きください。

第2表の繰越明許費です。これは、平成30年度中の完成が困難で、翌年度へ繰り越す4件について繰越明許費の上限額を定めるものであります。

2款総務費、1項総務管理費の十和田湖地区テレビ共同受信施設改修補助事業2,433万8,000円は、事業主体である十和田湖地区テレビ共同受信施設組合が施工業者との調整に時間を要し、冬期間での工事着手となり年度内での完成が困難となったことから、その事業に対する補助金について全額明許繰り越しするものです。

7款1項商工費の十和田湖和井内地区整備事業2,531万6,000円は、十和田湖和井内地区整備に係る実施設計委託料で、秋田県が管理する国道103号の改良方針の決定に時間を要することから、年度内の完成が困難となりその事業費全額を明許繰り越しするものです。

小坂鉄道レールパーク施設解体事業600万円は、小坂鉄道レールパークに隣接する硫酸タンク等の管理をしているDOWAホールディングスとの協議に日数を要したため、年度内の完成が困難となったことからその事業費全額を明許繰り越しするものです。

10款教育費、2項小学校費の小坂小学校空調設備整備事業3,447万5,000円は、国の補正予算で措置された国庫補助事業で、現在実施設計作業中であり、年度内での完成が困難であることから、事業費全額を明許繰り越しするものです。

第3表債務負担行為では、休廃止鉾山抗廃水処理業務委託は、平成31年度予算に計上している660万円について、その手続等を平成30年度中に行う必要があることから、今回措置したものです。

第4表地方債補正では、先ほど歳出の説明において述べたように、需用費の精算等に伴い調整し、総額から4,060万円減額し、地方債の限度総額を5億1,575万6,000円から4億7,515万6,000円に変更するものです。

以上で一般会計補正予算（第5号）の説明は終わります。

○議長（目時重雄君） 議案第27号につきましては、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第31、議案第28号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第28号 平成30年度小坂町歯科診療所特別会計補正予算（第3号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額から歳入歳出とも408万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6,040万7,000円にするものであります。

歳出補正の内容は、1款1項1目総務費において、臨時歯科衛生士の賃金186万5,000円、技工士等の業務委託料158万1,000円、2目医療費において医薬材料費64万円をそれぞれ減額しております。

歳入補正の内容は、1款1項1目歯科診療収入個人負担分、保険分、合わせて650万4,000円を減額し、財源不足分として3款一般会計繰入金へ241万8,000円を追加し調整しております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第28号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

◎議案第29号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第32、議案第29号 平成30年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第29号 平成30年度小坂町菅原ヤエ奨学資金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額から歳入歳出とも81万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を218万6,000円とするものであります。

補正内容は、新規の貸付者がいなかったことにより、決算見込みに応じた予算の整理を行ったものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第29号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎議案第30号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第33、議案第30号 平成30年度小坂町文化基金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第30号 平成30年度小坂町文化基金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123万4,000円とするものであります。

補正の内容は、今年度、福田豊四郎画伯の作品2点を購入し、文化基金の残高が3万2,000円となったことから、残金を一般会計に繰り出しして整理するものであります。

これにより、小坂町文化基金特別会計は精算され、本年度末をもって本会計は廃止することとなります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第30号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第31号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第34、議案第31号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第31号 平成30年度小坂町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額から歳入歳出とも10万6,000円を減額し3億1,569万円にするものであります。

歳出では、1款1項1目下水道管理費の負担金にある流域下水道維持管理費の34万5,000円の増額と、汚泥焼却施設維持管理費の25万5,000円の増額を合わせた60万円の増額、3款1項2目公債費利子の70万6,000円の減額となります。

歳入では、1款1項1目受益者分担金で今年度収入見込みによる26万円の減額、同じく1款2項1目受益者負担金で今年度収入見込みによる189万7,000円の増額、同じく2款1項1目下水道使用料で今年度収入見込みによる96万1,000円の増額、6款1項1目雑入で46万8,000円の減額をしております。

なお、説明いたしました予算に対応する歳入、一般会計繰入金で223万6,000円を減額しております。

第2条においては、県事業である県北地区広域汚泥処理事業、米代川流域下水道鹿角処理区建設事業が繰り越し明許されたことから、それぞれ303万7,000円、77万7,000円の繰越明許費を設定いたしております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第31号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

### ◎議案第32号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第35、議案第32号 平成30年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第32号 平成30年度小坂町小坂財産区特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出予算総額に歳入歳出とも9万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を252万4,000円にするものであります。

歳出では、立木売払収入相当分について、川下入会集団に収益補償金としての支払額7万7,000円と、株式配当金相当分を小坂財産区財政調整基金に積み立てるため、積立金として3万4,000円を計上いたしました。

歳入では、株式に係る配当金1万9,000円を増額したほか、尾樽部地内の送電線接近木伐採による立木売払収入7万6,000円を計上いたしました。

また、歳入歳出の収支の調整を図るために、不用額が見込まれる業務委託料を1万6,000円減額いたしております。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 議案第32号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

◎議案第33号の上程、説明

○議長（目時重雄君） 日程第36、議案第33号 平成30年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、諸表の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（細越 満君） 議案第33号 平成30年度小坂町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において、水道事業収益の既決額2億5,808万7,000円に90万2,000円を増額し2億5,898万9,000円とするものであります。

その内容は、今年度収入見込みにより督促手数料1万円、工事設計審査手数料13万円、栓開閉手数料1万円増額するものであります。

また、地方公営企業への一般会計からの繰出基準が変更されたことに伴い、一般会計負担金290万2,000円を減額、長期前受金戻入額の当初予算算出時にシステムのふぐあいがあったことに伴い380万4,000円を増額、消費税及び地方消費税が納付の見込みになったことから、還付金を15万円減額するものであります。

収益的支出においては、水道事業費用の既決額2億4,481万1,000円に1,299万4,000円を増額し2億5,780万5,000円とするものであります。

内訳は、砂子沢ダムの公共事業に係る負担金が当初よりふえたことから25万8,000円増額、事業の精算見込みにより修繕費を100万円、負担金を220万円それぞれ減額するものであります。

また、当初予算編成時に固定資産の算出システムにふぐあいがあったことから、有形固定資産減価償却費を1,393万6,000円増額し、消費税及び地方消費税が納付の見込みになったことから200万円増額するものでございます。

資本的収入においては、既決額5,065万9,000円から907万1,000円減額し4,158万8,000円とするものであります。

内容は、今年度の配水施設改良事業の完了見込みにより起債借入額590万円及び補助金収

入額177万1,000円を減額し、簡易水道事業から移行された起債の元金償還に係る一般会計からの出資金を精査により140万円減額するものであります。

資本的支出においては、既決予算額1億8,732万5,000円から1,799万9,000円減額し1億6,932万6,000円とするものであります。

内容は、配水施設改良事業の完了見込みにより、委託料221万4,000円及び工事請負費489万4,000円を減額するものであります。

また、メーター購入費の今年度取付分の精算により、営業設備費を1,089万1,000円減額するものであります。

以上、まことに簡単ではありますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） 議案第33号につきましても、本日は提案理由の説明のみで終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、次の本会議は、3月7日午前10時から再開し、一般質問を行います。

散会 午後 2時44分